

令和5年11月9日

医療コンテナ関係者各位

内閣官房国土強靱化推進室
厚生労働省医政局地域医療計画課

【募集】医療コンテナの取り扱い資料等の収集

平素より、災害時等における医療体制の構築の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課（以下、「計画課」という。）より第8次医療計画の作成に当たって参考とする指針として、「災害時における医療体制の構築に係る指針」をお示しし、そのなかで医療コンテナの活用を推進しているところです。また、内閣官房国土強靱化推進室（以下、「強靱化室」という。）より「医療コンテナの活用に関する手引き」を令和5年3月に作成しており、医療コンテナに関する活用事例や導入・活用にあたってのQ&Aをお示ししております。

今後、医療コンテナ等を活用した災害時の医療提供体制の充実を図るため、各都道府県及び災害拠点病院において医療コンテナの活用を検討する際の参考資料として、現在国内で取り扱われている医療コンテナの基礎情報等を医療コンテナの取扱事業者より情報提供いただき、その基礎情報を基に強靱化室及び計画課において用途別に分類を行い、医療コンテナのリストとして取りまとめた上、都道府県へ情報提供を行います。

つきましては、都道府県へ情報提供を行う医療コンテナのリストを作成するにあたっての基礎資料として、医療コンテナを取り扱う事業者におかれては、下記の概要をご確認の上、カタログや資料等をご提供いただきますようお願いいたします。

記

■募集の趣旨

- 各都道府県の医療コンテナ活用の検討に資するよう、強靱化室及び計画課より情報提供を行うため現在国内で取り扱われている医療コンテナの基礎情報等をリスト化することを考えており、そのため、医療コンテナを取り扱う事業者へ情報提供の募集を行うものです、

■医療コンテナの定義

- ・本募集の対象とする「医療コンテナ」は、「医療コンテナの活用に関する手引き」(※)の第1章で定義されているとおり、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」とし、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」のいずれかとします。
- ・なお、プレハブやテントのように、移動後に構造物自体の組み立てを行うものは含まないものとします。

(※)「医療コンテナの活用に関する手引き」掲載 URL

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf

■募集内容

- ・自社で取り扱われている医療コンテナについて、別添に記載の情報が分かるカタログや資料等のご提出をお願いいたします。
- ※資料のご提出後に詳細な情報や不明点をお伺いするために強靱化室又は計画課よりご連絡させていただく場合があります。

■提出等

- ・〆切は、11月24日(金)17時までに御提出をお願いいたします。
- ・都道府県へ情報提供を行う医療コンテナのリストへの掲載の有無及び掲載内容については、指示指定等をお受けしかねます。
- ・ご不明点のお問合せ、ご提出は以下の3名までメールにてお願いいたします。
- ※カタログや資料等の提供ではなく、別添のフォーマットを使用してご提出を希望される事業者におかれては、編集可能な媒体を送付いたしますので、ご連絡ください。

内閣官房国土強靱化推進室 上野
厚生労働省医政局地域医療計画課 山田、赤星

(提出・問合せ先)
内閣官房国土強靱化推進室
上野
電話：03-6257-1775 (直通)
Mail：masashi.ueno.i9v@cas.go.jp

厚生労働省医政局地域医療計画課
山田、赤星
電話：03-3595-2185 (直通)
Mail：yamada.akito@mhlw.go.jp
akahoshi-kouki.9v0@mhlw.go.jp

お取り扱い医療コンテナに関する情報提供シート

別添

今後、医療コンテナ等を活用した災害時の医療提供体制の充実を図るため、各都道府県及び災害拠点病院において医療コンテナの活用を検討する際の参考資料として、現在国内で取り扱われている医療コンテナの基礎情報等を医療コンテナの取扱事業者より情報提供いただき、その基礎情報を基に強靱化室及び計画課において用途別に分類を行い、医療コンテナのリストとして取りまとめた上、都道府県へ情報提供を行います。つきましては、都道府県へ情報提供を行う医療コンテナのリストに自社の取り扱う医療コンテナの掲載を希望する事業者におかれては、下記の概要をご確認の上、カタログや資料等をご提供いただきますようお願いいたします。

質問項目	記入欄	備考
医療コンテナの取り扱い名称		
想定される使用用途 ※複数回答可 (医療用の用途として、例えば、待合室用、受付用、診察室用、処置室用、X線撮影用、CT撮影用、MRI撮影用、血管造影用、入院病床用、医療資機材(酸素ボンベ)貯蔵用等が考えられます。)		
<医療コンテナの規格に関して>		
面積 (m ²)		
高さ (cm)		
幅 (cm)		
奥行き (cm)		
入り口幅 (cm)		
照度 (lx)		
<医療コンテナの基礎設備に関して> ※無の場合は搭載の可否		
空調設備の有無		
換気設備の有無		
トイレの有無		
陰圧設備の有無		
通信環境設備(衛生通信等)の有無		
酸素配管の有無		
その他の基礎設備		
<医療コンテナの医療設備に関して> ※無の場合は搭載の可否		
X線検査機器の有無		
CT検査機器の有無		
MRI検査機器の有無		
血管造影検査機器の有無		
検体検査(血液検査等)機器の有無		
処置台の有無		
その他の医療設備		
<医療コンテナに付属している設備に関して> ※無の場合は搭載の可否		
発電機の有無		
給水機(貯水タンク・浄水設備等)の有無		
下水処理設備の有無		
その他の付属設備の有無		